森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第189条の規定により、通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり公告する。

令和5年2月14日

静岡県知事 川勝平太

1 通知の要旨

令和5年2月2日農林水産省告示第183号(保安林の指定施業要件の変更)

2 所在が不分明な者等

所在が不分明な者	指定施業要件変更保安林の所在場所	掲示場
西岡キヱ	浜松市天竜区春野町石切字大久保592、593、594、595	浜松市役所
藤原キノヱ	浜松市天竜区春野町石切字大久保592、593、594、595	浜松市役所
和田次子	浜松市天竜区春野町石切字大久保592、593、594、595	浜松市役所
和田親雄	浜松市天竜区春野町石切字大久保592、593、594、595	浜松市役所